

杉並まちづくり交流協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、杉並まちづくり交流協会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 この会は、杉並区及びその他の地域で各種のまちづくりに関する活動を行う個人、団体及び NPO 法人等に対して、相互の情報交換及び交流を深める事業を行うことにより、より良いまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業の内容)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり活動の情報交換及び団体交流の場の提供
- (2) まちづくりに関する講演会等の開催
- (3) まちづくり活動に関する情報の発信
- (4) 前各号に付帯する事業その他この会の目標達成に必要なまたは有益な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体
但し、通常一般会員を正会員と呼ぶ。以下は会員で表記。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
但し、納入について一定の猶予期間を得ることができる。

(退会)

第7条 (1) 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。
(2) 継続して2年以上会費を納入しない会員は、退会したものとみなす。

(抛出金品の不返還)

第8条 既に納入した会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 正会員 5名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 正会員のうち1名を会長とし、1名以上2名以内を副会長とする。

(選任等)

第10条 正会員及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、正会員の互選とする。

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は欠けた時は会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 正会員は委員会を構成し、この会則の定め及び総会または委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事はこの会の財産状況を監査する。

(任期等)

- 第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、辞任または満期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し、役員が任期中に辞任する場合で職務の遂行が困難である場合は、当該役員の代行役員を原則、総会にて選出し任期が終了するまで同役員に代わり職務を代行するものとする。

(顧問)

- 第 13 条 この会に、顧問をおくことが出来る。顧問は、この会の運営について助言することが出来る。

第 4 章 会 議

(種別)

- 第 14 条 この会の会議は、総会及び実行委員会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第 15 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第 16 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 会員の除名
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任または解任
 - (6) 役員の職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 17 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員会が必要と認め、招集の請求をした時
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があった時

(総会の招集)

- 第 18 条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項各号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長の選出)

- 第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

2 前項において、予め委任状を提出したものは出席者とみなす。

(総会の議決)

第 21 条 総会における議決事項は、第 18 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するものの他、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の構成)

第 22 条 委員会は正会員をもって構成する。

(委員会の権能)

第 23 条 委員会はこの会則の別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(委員会の開催)

第 24 条 委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から委員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時

(議長の選出)

第 25 条 委員会の議長は、その会に出席した正会員の中から選出する。

(委員会の議決)

第 26 条 委員会の議事は、この会則に規定するものの他、正会員総数の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 27 条 会の運営に要する経費は会費、寄付金及び拠出金その他の収入を持って運営する。

(事業年度)

第 28 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

第 29 条 この会が会則を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経なければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 30 条 この会則の施行について必要な細則は、委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

- 付則
1. この会則はこの会の総会において、この会則が最初に議決された日から施行する。
 2. この会の当初の役員は、別表のとおりとする。
 3. この会の当初の役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、この会の設立の日から 3 月 31 日とまでとする。
 4. この会の当初の入会金及び会費は、第 6 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 年額 2,000 円
 - (2) 賛助会員 年会費 年額 1,000 円 (年額一口 1000 円以上)
 - (3) 名誉会員 年会費 無料